

北海道受動喫煙防止条例の概要

1. 目的

この条例は、受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、並びに道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の増進を図ることを目的とする。

2. 基本理念

- 受動喫煙が健康へ悪影響を及ぼすことを認識し、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進する。
- 特に20歳未満の者及び妊婦に配慮して推進する。
- 国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の役割分担の下に一体となって推進する。

3. 責務

- [道]**
- 受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進する。
 - 国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図る。
- [道民等]**
- 受動喫煙に関する正しい知識を持つよう努める。
 - 喫煙により受動喫煙を生じさせないよう配慮する。
 - 20歳未満の者又は妊婦がいる場所では喫煙しないよう努める。
 - 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める。
 - 国、道、市町村及び事業者の受動喫煙防止対策に協力する。
- [事業者]**
- 受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める。
 - 従業員等に対する受動喫煙防止対策に努める。
 - 国、道、市町村及び関係団体の受動喫煙防止対策に協力する。
- [関係団体]**
- 受動喫煙防止対策を推進するよう努める。
 - 国、道、市町村及び事業者の受動喫煙防止対策に協力する。

4. 道の基本的施策

- 受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するため基本計画を定める。
- 道民等に対し、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発等を行う。
- 道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保する。
- 20歳未満の者及び妊婦が受動喫煙に関する理解を深められるよう必要な措置を講ずる。
- 市町村及び事業者等の自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、情報提供等を行う。
- 事業者等の受動喫煙防止対策を把握するため、調査を実施する。
- 国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するための体制を整備する。

5. 受動喫煙防止対策

区 分		改正健康増進法	条 例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できない)
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠
第二種施設	事業所、飲食店など施設の屋内	原則禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)	法に準拠
	事業所、飲食店など施設の屋外 (敷地内)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	施設利用者の通行量等を考慮し、吸い殻入れ等の設置場所に配慮する
	飲食店及び喫茶店のみ	喫煙専用室等を設置した場合、標識を掲示 屋内禁煙の場合は規定なし	法に準拠 屋内禁煙の場合、禁煙の標識を掲示する
屋外	既存特定飲食提供施設	既存の小規模飲食店 (客席面積100㎡以下等) は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能	法に準拠
	公園等の屋外施設 (20歳未満の者等が主に利用)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	喫煙場所を設置する場合は受動喫煙を防止する措置を講ずるよう努める
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	20歳未満の者又は妊婦がいる場所では喫煙しないよう努める 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員 (雇用関係にある者) に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等 (雇用関係にない親族や派遣職員等を含む) に対する受動喫煙防止対策に努める

6. 行政指導

- 管理権原者等に対し、受動喫煙の防止の措置について必要な指導又は助言をする。
(飲食店等の禁煙表示、学校等の受動喫煙防止措置)

7. 施行日

- 令和2年4月1日から施行する。
※飲食店等の禁煙標識の掲示は、令和2年7月1日から施行
※学校等の受動喫煙防止措置は、令和3年4月1日から施行